

建築物Z E B化支援事業費補助金取扱要領

この要領は、建築物Z E B化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 交付申請書の提出期限

要綱第5第2項に規定する期日は、令和4年11月30日までとする。

3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出期限より前に、予算枠に達した場合には、2の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

4 補助対象事業者

要綱第4条第1項に規定する補助対象事業者等は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 県税の滞納又は未申告がない者であること
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること
- (3) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること
- (4) その他知事が不相当と認める者でないこと

5 補助対象事業

要綱第4条第3項に規定する補助対象事業は、次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) Z E B化に係る設備等から得られた電気又は熱は、主に当該設備を設置した工場、事業場又は事業所において補助対象事業者が自ら消費すること。
- (2) Z E B化に係る設備等は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- (3) Z E B化に係る設備等は、補助対象事業者が所有権を取得（割賦購入契約による所有権の取得を含む。）するものであること。
- (4) Z E B化に係る設備等は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- (5) Z E B化に係る設備等は、中古品又はリース品でないこと。
- (6) Z E B化に係る設備等は、法令に定められた安全上の基準等を満たしていること。
- (7) Z E B化に係る設備等に係る工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠したものであること。
- (8) Z E B化に係る設備等は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- (9) 補助対象事業は、Z E B化に係る設備の導入等により、補助対象事業者等の工場、事業場又は事業所における一次エネルギー消費量を削減するものであること。
- (10) 国の補助事業を除き、他の助成・補助事業と併用していないこと。
- (11) 原則として要綱第6条の交付決定の通知後に着手し、令和5年1月31日までに完了すること。ただし、国の補助事業の交付決定を受けた場合は、要綱第5条に規定する申請書と併せて、補助金交付決定前着手届出書（様式第10）を知事に提出することで、本県の交付決定の前に着手してよいものとする。

6 補助対象事業の軽微な変更

要綱第8条に規定する軽微な変更については、導入しようとする設備に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

7 申請書類等の提出

交付申請書、交付申請取下届出書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書、事故報告書、実績報告書及び補助金交付決定前着手届出書は、本県が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

8 県の活動への協力

補助対象事業者は、本県が、本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から適用する。